



宮 崎 県 公 報

平成19年6月14日(木曜日) 第 1887 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託…………… (水産政策課) 1
- 道路の区域の変更 (12件) …………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (10件) …………… (“) 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 5

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (生活・文化課) 6
 - 家畜伝染病発生の届出…………… (畜産課) 6
 - 土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) …… (農村整備課) 6
 - 県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 6
- ### 監査委員公告
- 監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 7

告 示

宮崎県告示第 535号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務	宮崎県信用漁業協同組合連合会	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

宮崎県告示第 536号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾平509番 202地先から同郡同村同大字同字 509番95地先まで	旧	22.5 ~ 55.2	90.0
				新	22.5 ~ 70.9	90.0

宮崎県告示第 537号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 4 47号	えびの市大字内堅字大河平 946番 499地先から同市同大字同字 946番 745地先まで	旧	7.0 ~ 46.0	275.0
				新	9.0 ~ 29.0	230.0
					7.0 ~ 46.0	218.0

宮崎県告示第 538号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月14日から平成19年6月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 4 47号	えびの市大字内堅字瀬戸口1038番	旧	5.0 ~ 17.5	1110.0

			19地先から 同市同大字 字山王前11 15番1地先 まで	新	13.0 ~ 60.0	1050.0
--	--	--	---	---	----------------	--------

宮崎県告示第 539号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字赤谷3819番3地先から同郡同町同大字同字3745番1地先まで	旧	4.7 ~ 29.4 11.5 ~ 45.0	895.0 500.4
				新	11.5 ~ 45.0	500.4

宮崎県告示第 540号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字石河内鹿遊国有林 253た林小班地先から同郡同町同大字鹿遊国有林 253た林小班地先まで	旧	5.0 ~ 20.8	206.0
				新	15.0 ~ 25.8	206.0

宮崎県告示第 541号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野尻線	都城市高崎町東霧島字王ノ前74番4地先から同市同町東霧島同字74番1地先まで	旧	11.8 ~ 14.5	34.0
				新	13.0 ~ 17.5	34.0

宮崎県告示第 542号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字橋野谷7463番2地先から同郡同町同区宇納間同字7466番1地先まで	旧	7.0 ~ 18.8	17.1
				新	15.0 ~ 31.3	17.1

宮崎県告示第 543号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂日向線	日向市大字財光寺字六反田2795番	旧	12.6 ~ 16.8	231.4

		地先から同 市大字平岩 字赤岩8462 番地先まで	新	12.6 ~ 16.8 9.2 ~ 15.0	231.4 236.2
--	--	------------------------------------	---	---------------------------------	----------------

宮崎県告示第 544号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
234	県道	中渡川 下三ヶ 線	日向市東郷 町下三ヶ字 下村1990番 31地先から	旧	5.4 ~ 10.3	28.7
			同市同町下 三ヶ同字19 90番31地先 まで	新	5.4 ~ 63.4	28.7

宮崎県告示第 545号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡都農 町大字川北 字原田4176 番 1 地先か ら同郡同町	旧	6.6 ~ 20.2 11.8 ~ 23.4	404.5 380.0
			同大字字尾 野鼻 13933 番 1 地先ま で	新	11.8 ~ 23.4	380.0

宮崎県告示第 546号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字小 川字松原 3 15番 3 地先 から同郡同 村同大字字 井手之谷 2 70番地先ま で	旧	4.7 ~ 19.1	109.0
				新	4.7 ~ 19.1	109.0
				5.0 ~ 35.0	113.6	

宮崎県告示第 547号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
355	県道	旭村木 脇線	東諸県郡国 富町大字八 代北俣字井 野2419番 1 地先から同 郡同町同大 字同字2422 番 1 地先ま で	旧	10.0 ~ 13.0	44.8
				新	10.0 ~ 13.2	44.8

宮崎県告示第 548号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字尾平 509番 202	平成19年 6 月14日

地先から同
郡同村同大
字同字 509
番95地先ま
で

宮崎県告示第 549号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 47号	えびの市大 字内堅字大 河平 946番 499地先か ら同市同大 字同字 946 番 745地先 まで	平成19年 6 月14日

宮崎県告示第 550号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 47号	えびの市大 字内堅字瀬 戸口1038番 19地先から 同市同大字 山王前11 15番 1 地先 まで	平成19年 6 月14日

宮崎県告示第 551号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	児湯郡木城 町大字石河 内鹿遊国有 林 253た林 小班地先か ら同郡同町 同大字鹿遊 国有林 253 た林小班地 先まで	平成19年 6 月14日

宮崎県告示第 552号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町東霧島字 王ノ前74番 4 地先から 同市同町東 霧島同字74 番 1 地先ま で	平成19年 6 月14日

宮崎県告示第 553号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字橋 野谷7463番	平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

			2 地先から 同郡同町同 区字納間同 字7466番 1 地先まで
--	--	--	--

宮崎県告示第 554号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	日向市大字 財光寺字六 反田2795番 地先から同 市大字平岩 字赤岩8462 番地先まで	平成19年 6 月14日

宮崎県告示第 555号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
234	県道	中渡川 下三ヶ 線	日向市東郷 町下三ヶ字 下村1990番 31地先から 同市同町下 三ヶ同字19 90番31地先 まで	平成19年 6 月14日

宮崎県告示第 556号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡都農 町大字川北 字原田4176 番 1 地先か ら同郡同町 同大字字尾 野鼻 13933 番 1 地先ま で	平成19年 6 月14日

宮崎県告示第 557号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月14日から平成19年 6 月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字小 川字松原 3 15番 3 地先 から同郡同 村同大字字 井手之谷 2 70番地先ま で	平成19年 6 月14日

宮崎県告示第 558号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成19年 6 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 19- 3	牟田文二	えびの市大字原田 字上坊ヶ島 236番 9	6.00	39.48	平成19 年 5 月 24日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年5月28日	特定非営利活動法人 こども遊センター	黒木 直美	宮崎県日向市上町3番15号日向商工会館1階	この法人は、子どもの健やかな成長と安心して子育てできる地域社会を実現するために、子どもに関する諸団体及び市民と連携・交流し、子どもの遊びと文化や子育て支援に関する事業及び研究などを行い、子どもたちの文化芸術への参加、社会参画の機会を拡げ、子どもの自立と自律に寄与することを目的とする。

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	小林市	平成19年5月30日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、柳瀬土地改良区（新富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	谷ヶ久保 博志	都城市岩満町 953番地ロ

理 事	釘 崎 義 伸	都城市丸谷町2126番地
理 事	巢 立 秋 雄	都城市岩満町 862番地 2
理 事	広 池 厚 則	都城市岩満町 880番地
理 事	八 木 一 郎	都城市上水流町1454番地
監 事	廣 池 幸 一	都城市岩満町 990番地 1
監 事	池之上 重 秋	都城市丸谷町2097番地 7

(任期：平成23年4月27日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	廣 池 幸 一	都城市岩満町 990番地 1
理 事	巢 立 秋 雄	都城市岩満町 862番地 2
理 事	川 野 久 松	都城市岩満町 726番地
理 事	谷ヶ久保 功	都城市岩満町1434番地 4
理 事	小岩屋 民 夫	都城市丸谷町2769番地
監 事	東 和 信	都城市丸谷町2094番地 1
監 事	谷ヶ久保 政二	都城市岩満町1437番地 1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、柳瀬土地改良区（新富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	猪 俣 忠	新富町大字新田 11753番地

(任期：平成20年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	中 島 清 朗	新富町大字新田 11518番地

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
平成19年6月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
上 野	高千穂町	中山間地域総合農 地防災事業	平成19年 3 月26日

監査委員公告

平成18年10月12日付け 44100-600及び平成19年 3 月30日付け 44100-714の監査委員による監査の結果に関する報告に対して、監査を受けた所属が講じた措置について、宮崎県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年 6 月14日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄
宮崎県監査委員 石 井 浩 二
宮崎県監査委員 水 間 篤 典
宮崎県監査委員 萩 原 耕 三

1 東京事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

東京学生寮の自動販売機、携帯電話無線基地局等の設置に係る行政財産使用料及び東京職員寮の自動販売機設置に係る財産貸付料について、調定の時期が遅れていた。

(2) 措置の内容

今回の原因としては、業務の集中する 4 月に調定もれが生じたものである。改善策として業務チェック表を作成し、業務内容の再確認を行うとともに担当者及び班内での相互チェック体制の強化を図った。

2 消防学校

(1) 監査の結果に関する報告事項

旅費について、宿泊料の計算を誤り過払いとなっているものがあつた。

(2) 措置の内容

平成19年 1 月30日に戻入命令を行い、平成19年 2 月 8 日に返納を受けた。今回の過払いの原因としては、宿泊料の二重計算による算定誤りと、チェックの不備によるものである。今後、このようなことがないように、内部牽制体制の強化を図った。

3 身体障害者相談センター

(1) 監査の結果に関する報告事項

公務上の災害について、非常勤職員等は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」が適用されるが、労働者災害補償保険に加入し保険料が支払われていた。

(2) 措置の内容

直ちに脱退の手続きを取るとともに、平成16年度分及び平成17年度分の保険料について、平成19年 2 月16日に還付を受けた。

4 こども療育センター

(1) 監査の結果に関する報告事項

コンピュータ等の賃貸借契約について、積算金額が 100万円を超えるにもかかわらず、予定価格調書が作成されていないものがあつた。

(2) 措置の内容

該当する予定価格調書については、監査終了後直ちに作成及

び契約担当者の押印を行った。今後、かかることのないよう確認の徹底を図る。

5 木材利用技術センター

(1) 監査の結果に関する報告事項

電柱等及び自動販売機類設置に係る行政財産使用料について、調定の時期が遅れているものが見受けられた。

(2) 措置の内容

行政財産チェック表を作成して、適正な調定を行うこととした。今後は、財務規則に基づいて適正な契約事務の執行に努める。

6 日南土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

道路占用許可について、事務処理が適正に処理されていないものが散見された。

(2) 措置の内容

事務処理が適正に処理されていなかった道路占用許可申請については、所要の手続きを行い、占用料が必要なものは納付していただいた。今後、「道路占用許可申請・協議等処理台帳」及び新たに作成した「進行管理表」により適正に処理するようチェック体制の強化を図った。

7 小林土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

道路占用許可について、継続更新分に係る許可が所定様式によらず処理されており、道路占用台帳が整備されていなかった。

(2) 措置の内容

継続更新分に係る許可手続きは、今後は所定の様式で行うこととした。また、占用許可台帳については整備を行った。

8 延岡土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

公有財産の建物について、取得及び処分があつたが異動の報告がなされていなかった。

(2) 措置の内容

所管する全ての道路整備員詰所について、財産台帳と現物を照合し、現地確認を行った上、道路保全課に台帳修正を報告した。道路保全課は、総務部長に公有財産の異動報告を行った。